

鳥取市地域福祉推進計画

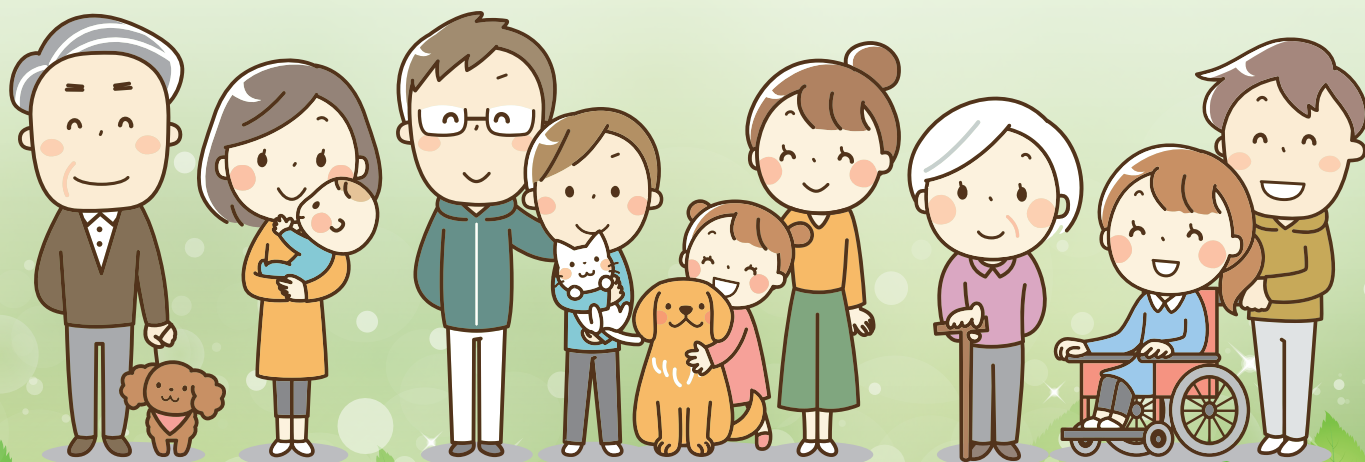
第3次鳥取市地域福祉計画・
第5次鳥取市地域福祉活動計画
鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画
鳥取市再犯防止推進計画

令和7年度 ~ 令和12年度
(2025年度) (2030年度)

概要版

鳥取市地域福祉推進計画とは

市民の誰もが、みんなで支え合い、いつまでもいきいきと自分らしく暮らしつづけることができるように、市民の皆さん、地域組織・福祉事業者・企業の皆さん、社会福祉協議会、行政が連携し、協働しながら福祉のまちづくりを進める取組を示すものです。





地域福祉推進計画策定の背景

少子高齢化や小世帯化の進行により、ひとり暮らし高齢者の増加や家族の支え合い機能の低下、地域の担い手不足など、地域で支え合う力の弱体化が進んでいます。また、複合的な福祉課題を抱えた世帯、社会的孤立の問題など、福祉の問題は複雑かつ多様化しています。

このような課題に対応し、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすためには、地域で住民や地域の多様な主体が支え合い、協働で地域づくりを推進していくことが求められています。

本市では、「**地域共生社会の実現**」を目指し、「地域」を中心として、共に支え合いながら、自分らしく暮らせるまちづくりのための地域福祉の取組を推進するため、この計画を策定しました。

また、誰一人取り残さない包摂的な社会の実現に向け、「再犯防止推進計画」と「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含しています。



地域共生社会とは

高齢者、障がいのある人、子どもなど制度・分野ごとの「縦割り」や、サービスの受け手・支え手という関係を超えて、地域住民や地域の様々な団体・機関・企業などが参画し、世代や分野を超えて「まるごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会のこと。





地域福祉とは？

「地域福祉」とは、地域における社会福祉（社会福祉法第1条）とされており、主に自治体が行う福祉施策（地域福祉政策）と、住民主体の支えあい活動（地域福祉活動）の2つです。

手助けや支援を必要としている人が抱える課題に対し、隣近所やボランティアの見守り、地域での支え合い、行政が行う公的サービスや支援で解決する、重層的な取組が必要です。

地域福祉

自治体の福祉政策 （地域福祉政策）

- ・ 社会保障のサービス実施
（金銭・施設・在宅等の各種のサービス給付）
- ・ 自治体独自に実施する福祉サービス
（国の基準に上乗せ・横だし、新規に事業を企画等）

住民主体の支えあい活動 （地域福祉活動）

- ・ 自治体と連携して実施する地域福祉サービス
（民生委員制度、住民主体の介護予防活動等）
- ・ 地域住民が独自に実施する福祉活動
（見守りをはじめとする各種ボランティア活動）



公民が一体となった計画の推進

「**地域福祉計画**」は、**行政**が地域の様々な福祉課題を明らかにし、解決に向けた施策や取組みを体系的にとりまとめた地域福祉の共通の理念を示す総合的な計画です。

「**地域福祉活動計画**」は、地域福祉の推進役である**社会福祉協議会**が主体となり、民間の立場から福祉活動を担う地域住民やボランティアなどの自主的・自発的な取組を体系的にとりまとめた行動計画です。

この二つの計画は、共に地域福祉を推進していくための計画であり、地域住民や団体等と行政との協働など、理念や考え方でも重なるところが多く、相互に連携することが必要不可欠であることから、鳥取市と鳥取市社会福祉協議会は、相互に連携し共に地域福祉を推進していくため、「**地域福祉推進計画**」として一体的に策定しています。

地域福祉計画 （鳥取市）

鳥取市の施策や取組

地域福祉活動計画 （鳥取市社会福祉協議会）

鳥取市社会福祉協議会や民間の行動計画・取組

鳥取市地域福祉推進計画

鳥取市と鳥取市社会福祉協議会が連携を図り、より効果的に地域福祉の推進を目指すため、二つの計画を一体的に策定

計画期間

令和7年（2025年）度から令和12年（2030年）度（6年間）



鳥取市の現状は？

鳥取市の世帯構成比率について、「単独」世帯と「夫婦のみ」世帯は、平成7年の国勢調査から年々増加しているのに比べ、「夫婦と子ども」世帯は減少しており、本市でも単身世帯の増加、少子化の傾向にあります。

世帯類型別構成比

凡例 (%)	単独	夫婦のみ	夫婦と子ども	ひとり親と子ども	その他
平成 7 年	22.9	14.8	29.1	7.6	25.7
平成 12 年	26.2	15.8	27.8	8.1	22.2
平成 17 年	29.1	16.4	26.2	8.6	19.6
平成 22 年	30.1	16.9	25.4	9.5	18.0
平成 27 年	32.8	17.8	24.6	9.8	15.0
令和 2 年	35.1	18.0	23.9	9.8	13.2

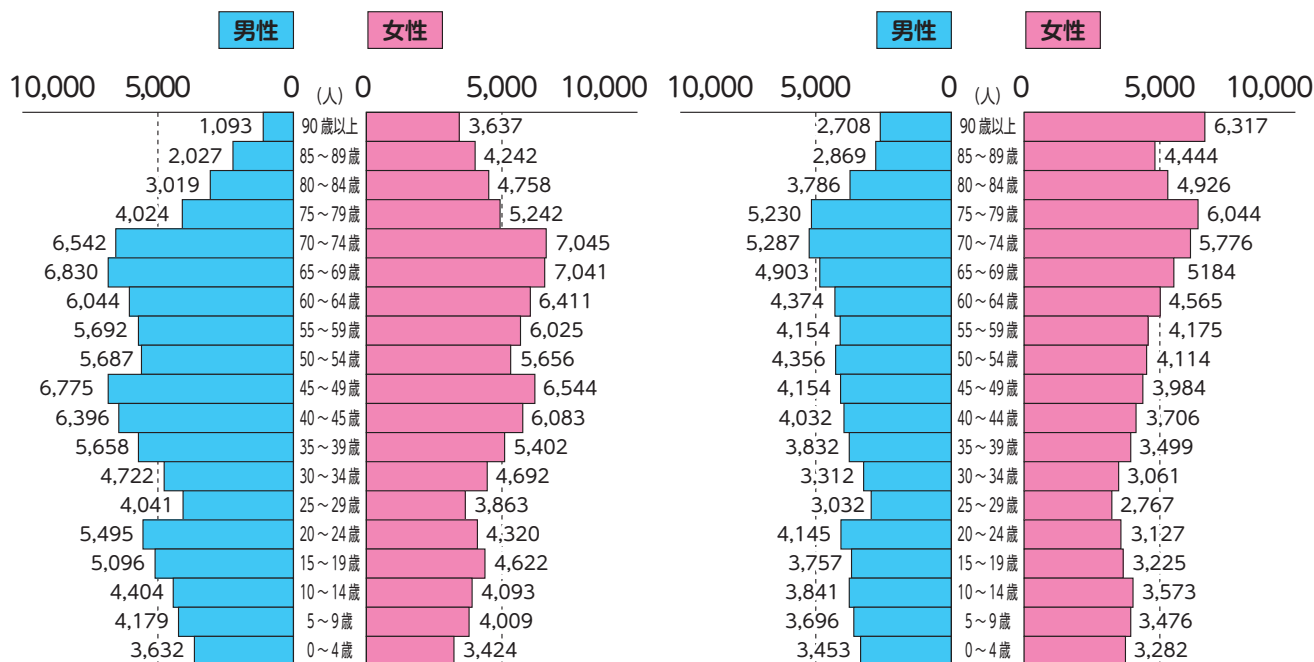
資料：国勢調査

鳥取市の年齢構成は、令和2年の国勢調査と比べ、30年後の令和32年には団塊ジュニア世代が70歳代となり、大きな構成になると予測されています。単身世帯の増加により、高齢等でも介護や身の回りのことを家族に頼れない人の増加が予想されることから、身近な地域で住民同士や地域組織などが支え合うことがより大切になってきます。

令和2年（2020年）（人口188,465人）



令和32年（2050年）（人口154,166人）



資料：令和2年は国勢調査

令和32年は「鳥取市人口ビジョン（2021年改定）」の人口の将来展望



地域で支え合い暮らしていくために必要なこと

その1

必要な
こと

「近所や地域のつきあいが少なくなった。
ひとり暮らしの高齢者が増えて心配。」

地域でお互いに支え合う意識を育むことが大切です。

- 住民が地域活動に参加し、地域とつながるきっかけづくり
- 地区の住民組織や団体が連携して福祉の支援を行う仕組みづくり



その2

必要な
こと

「人と話す機会が少ない。住民同士で交流したい。
通いの場がほしい。」

地域の中に、住民の誰もが交流できる居場所づくりが必要です。

- 身近な場所で気軽に集まり交流・相談ができる場づくり
- 様々な事情を抱えた人が集まる地域食堂（こども食堂）の取組を進めること



その3

必要な
こと

「地域行事の参加者が少ない。
地域の担い手が不足している。」

一人ひとりが地域福祉への関心と理解を持ち、活動に参加してもらうことが大事です。

- 福祉学習を通して、地区で活動するリーダーやボランティアが増えること
- 認知症などの当事者や家族との交流により福祉への理解を深めること



その4

必要な
こと

「様々な困りごとを相談したい。
近所に見守りが必要な家庭がある。」

相談窓口の充実と多機関が連携した包括的な支援が必要です。

- 地区や窓口で気軽に相談できる体制づくり
- 住民や専門機関が協働で包括的に支援する体制が整っていること



その5

必要な
こと

「災害が起きたら頼れる人がいない。
支援が必要な状態でも社会参加がしたい。」

住民が地域で安心して生活するための仕組みづくりが必要です。

- 災害に備え地域で避難に支援が必要な人を支える仕組みづくり
- 当事者など誰もが社会参加しやすい環境づくり





計画の体系

(基本理念・基本原則・基本目標)
基本計画 (基本施策)

【基本目標】

I

住民参加と
地域福祉
活動の促進

II

福祉学習の
推進と福祉の
担い手づくり

III

包括的支援
体制と
権利擁護
活動の充実

IV

地域で安心
して暮らせる
基盤づくり

基本理念

みんなで支え合い いつまでも

基本原則

● 基本的人権の尊重 ● 参画と協働

【基本計画 (基本施策)】

- 1 地域における福祉活動の推進・支援 **重点取組①**
 - 1 地区を単位とする福祉ネットワーク機能の確立 [重層・地域]
 - 2 地区を単位とする相談機能の確立 [重層・継続的、参加]
 - 3 地区を単位とする福祉活動の充実 [重層・継続的、参加、地域]
 - 4 町内会・集落における福祉活動の促進 [重層・地域]

- 2 地域食堂を拠点とした地域づくり [重層・継続的、参加、地域]

- 3 福祉活動促進のための基盤強化

- 1 市社協の組織体制の強化
- 2 福祉活動の財源の強化

- 1 福祉学習の推進 **重点取組②** [重層・地域]
 - 1 福祉学習のプラットフォームづくり
 - 2 子どもを対象とする福祉学習の推進
 - 3 地域を対象とする福祉学習の推進

- 2 ボランティア・市民活動センターの機能強化と地域福祉の担い手づくり [重層・地域]
 - 1 ボランティア・市民活動センターの機能強化
 - 2 地域福祉の担い手の育成・支援

- 3 福祉専門人材の確保・育成 [重層・地域]

- 1 包括的支援体制の充実 **重点取組③**
 - 1 包括的な相談支援体制の充実 [重層・包括的相談、継続的]
 - 2 高齢、障がい、子育て支援、生活困窮等の分野を超えた支援体制の充実 [重層・包括的相談、多機関協働、継続的、参加]

- 2 権利擁護活動の充実
 - 1 権利擁護支援センターの活動の充実
 - 2 市民後見人の育成促進
 - 3 虐待の防止と連携の推進

- 3 情報提供体制の充実

- 1 地域で支え合う防災体制の構築 **重点取組④** [重層・地域]
- 2 高齢、障がい及び子育て支援の分野を超えたサービスの展開 [重層・参加、地域]
- 3 当事者の社会参加の促進 [重層・参加、地域]
- 4 福祉と連携したまちづくりの促進 [重層・地域]
- 5 社会福祉法人・福祉事業所の公益活動の促進、企業の社会貢献活動の促進 [重層・参加、地域]
- 6 再犯防止施策の推進《鳥取市再犯防止推進計画》

いきいきと 自分らしく暮らしつづけることができる 福祉のまちづくり

の促進 ●地域共生社会の実現

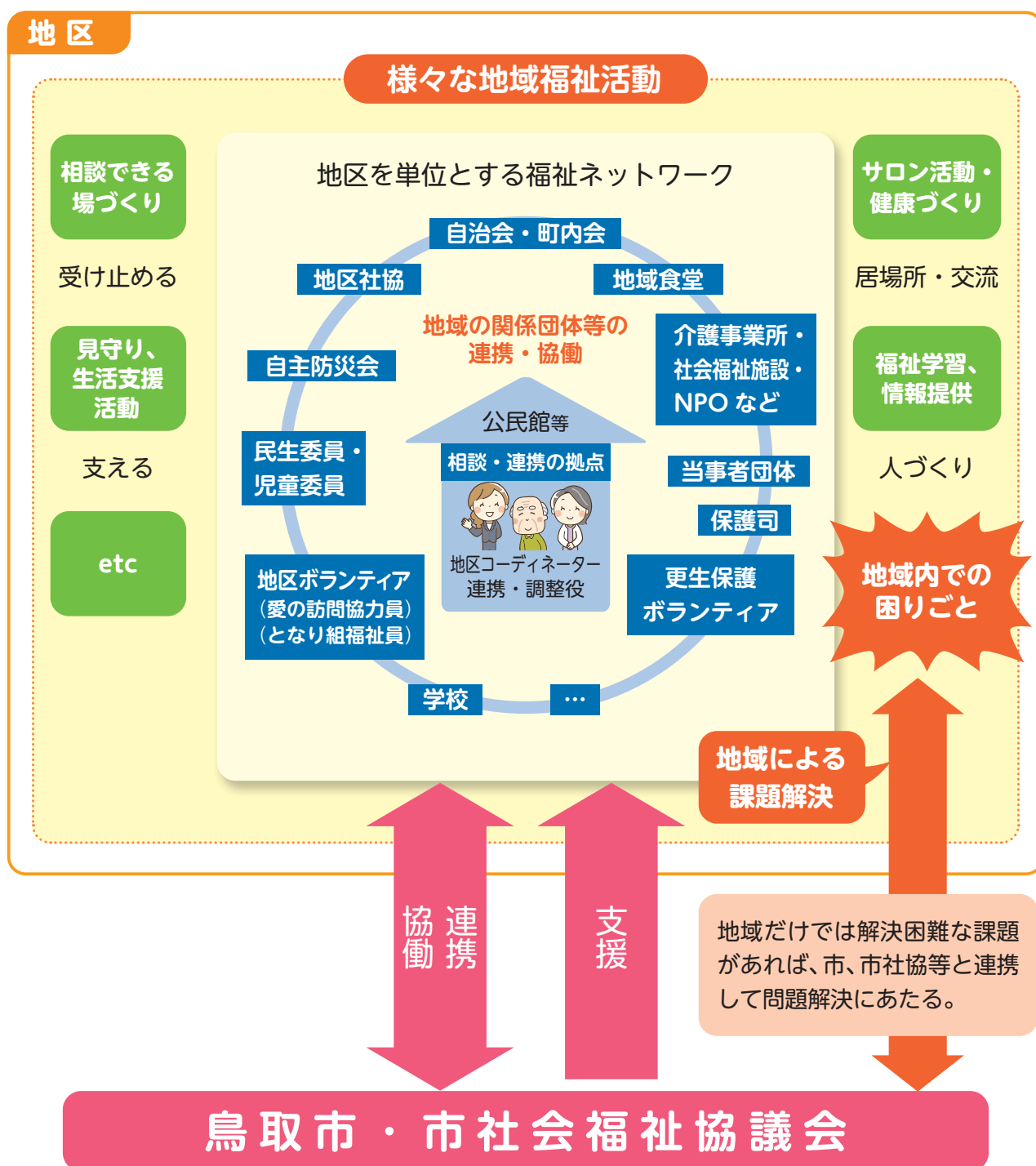
【計画（施策）の展開】（抜粋）		
【民間の方向性】	【市社協の役割】	【行政による取組】
※市社協：鳥取市社会福祉協議会		
地域福祉推進のネットワークの形成	地区コーディネーター配置推進	地域福祉推進のネットワーク形成支援
気軽に相談できる常設の場の設置検討	気軽に相談できる常設の場の設置支援	気軽に相談できる常設の場の設置推進
ひとり暮らし高齢者等の見守り支援	見守り活動の強化に向けた取組支援	見守り支援活動への支援
ふれあい・いきいきサロンを増やす取組	サロン活動への支援	ふれあい・いきいきサロン事業への支援
地域づくりにつながる地域食堂の展開	地域食堂との連携・活動の支援	地域づくりにつながる地域食堂の取組支援
市社協と連携した地域福祉活動	計画事業の着実な実施	市社協の体制強化への支援
募金活動・寄附への理解と意識向上	募金活動への理解促進、共同募金運動の強化	寄附の情報提供強化
福祉学習プラットフォームへの参加	福祉学習プラットフォームの設置推進	福祉学習プラットフォームへの参加
教育機関と連携し福祉学習プログラムに参画	実践型福祉学習の推進	福祉学習プログラムの作成・実施の協力
様々な学習や研修への参加	地域の関係機関や関係団体との連携	福祉学習プログラムの実施協力
ボランティア等地域福祉の担い手を増やす取組	ボランティア等の養成と活動支援	ボランティア・市民活動センターの機能強化
地域福祉のボランティアへの参加	地域福祉のボランティア活動の支援	地域福祉の担い手育成の支援
実習生の受け入れ	実習生の受け入れ支援	実習生の受け入れ
課題を発見し、住民で話し合う体制づくり	地区の相談の場や地域支え合い推進員との連携	地区の相談の場と専門機関の連携・協働の推進
課題を話し合う場への参加	各相談機関との連携の強化	相談支援包括化推進会議の充実
権利擁護への理解と意識の向上	権利擁護支援センターの運営と取組強化	権利擁護支援センター等の運営支援
市民後見人養成講座への参加	市民後見人養成講座の開催・育成	市民後見人養成講座の開催
虐待などの発生時に備えた専門機関との連携	各専門機関との連携と課題解決の取組	気軽に相談できる常設の場との連携体制の構築
各種研修会、講座等への積極的参加	多様な媒体を活用した情報提供	各種研修会等の充実による情報提供の推進
避難行動要支援者の把握と支援体制の構築	地域防災プログラムの構築、支え愛マップの推進	地域防災プログラムの構築、支え愛マップの推進
困窮者等への安定的な居住確保の支援	住居確保の各種制度の情報提供	総合的・包括的な居住支援体制の整備
当事者組織の相互ネットワーク促進	当事者の活動支援	当事者組織等の運営・活動の支援
健康づくりの取組への参加	健康づくりの情報提供の推進	身体と心の健康づくりの推進
企業ボランティアや地域活動等への参加	社会貢献活動の取組の情報提供	社会貢献活動への参加呼び掛け
更生保護団体の活動支援	更生保護団体への活動費の助成	更生保護団体の活動への助成

重点取組 ①

地域における福祉活動の推進・支援

身近な地域で起こっている様々な生活課題に地域で対応するには、専門職による支援とともに、地域住民同士による自発的な福祉活動が重要な役割を果たします。

地区の様々な地域組織、住民組織や福祉関係機関等により、地区の実情に応じた福祉ネットワークを構築し、誰もが気軽に集える場を作り、地域の生活課題の発見、相談、見守りや生活支援といった支え合い活動を展開することを目指します。



重点取組 ②

福祉学習の推進

地域福祉を推進するためには、地域全体で福祉についての意識が向上し、あらゆる年代や立場の人が、お互いに支え合う気持ちを醸成することが大切です。福祉の学習は、福祉の知識を得るだけでなく、福祉への理解と関心を高め、地域の人と協働して福祉活動に参加する力を育むことでもあります。

そのため、地区を単位とした福祉ネットワークや、地域の様々な機関・団体が参加した福祉学習の基盤（プラットフォーム）づくりを進め、地域や学校等において福祉学習の機会の充実を図ります。

地区を単位とする福祉学習のプラットフォーム（メンバーは様々で、柔軟に構成される）



企画

実施

様々な課題別・分野別の福祉学習プログラム

参加

実践

乳幼児期

学齢期

青年期

成人期

壮年期

高齢期



地域住民

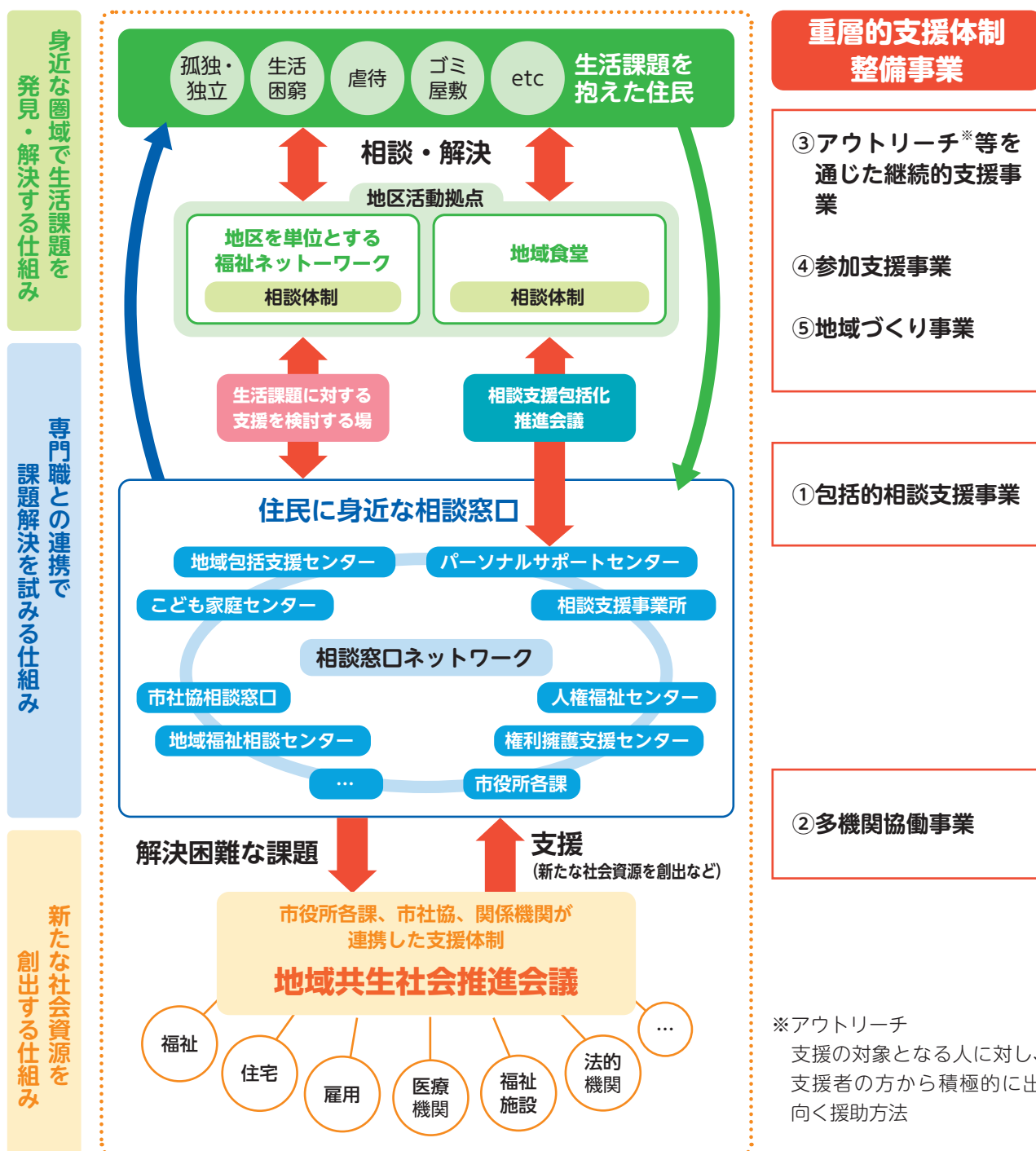


重点取組 ③

包括的支援体制の充実

少子高齢化、単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化を背景に、高齢者、障がいのある人、ひとり親世帯、生活困窮世帯、孤立している人などの生活課題が複雑化、深刻化するとともに潜在化する傾向がさらに強まっています。

このような生活課題を積極的に把握し包括的に支援していくために、地区において住民や関係機関と協働した課題発見の仕組みづくりと、分野を超えた相談窓口の充実、多機関の連携強化など、包括的な支援体制の充実を進めます。



重点取組 ④

地域で支え合う防災体制の構築

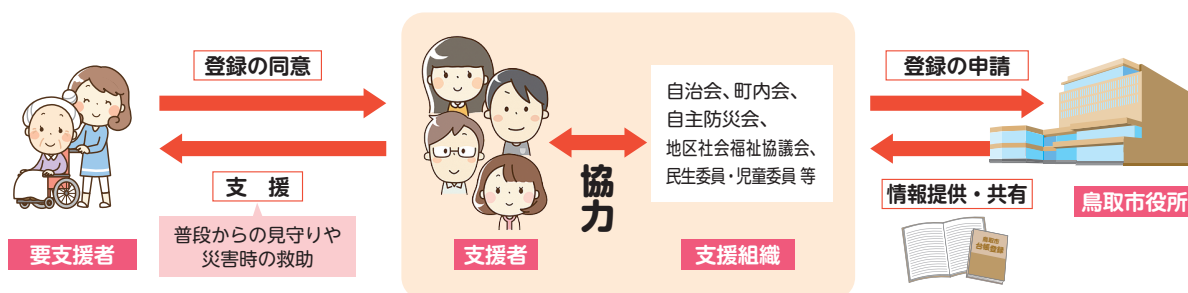
災害時に誰も取り残さない地域づくりを進めるには、平時からの顔の見える関係づくりとともに、避難に支援の必要な人を地域で把握し、災害時に支援する防災体制の構築が必要です。

日頃から多くの住民が地域での防災活動に参加できるように、自主防災組織や関係機関等と協働し、地域の避難訓練や防災学習への参加、支え愛マップの作成・更新など、支援される人も含め地域防災の理解と互助意識の向上につながる取組を行い、地域で支え合う防災体制の構築を図ります。



避難行動要支援者支援制度

この制度を築いていく中で、支援を必要とされている方を見守ることのできる地域住民同士の結びつきと、お互いに助け合える地域づくりを目指します。



鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画

「重層的支援体制整備事業実施計画」は、鳥取市地域福祉推進計画の基本計画（基本施策）の取組と一体的に実施する重層的支援体制整備事業について、具体的な実施体制を定めた計画です。

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を展開するため、次の5つの支援に取り組みます。

重層的支援体制整備事業

- ① 世代や属性を問わない包括的な相談支援
- ② 多機関協働による支援
- ③ アウトリーチ等を通じた継続的支援
- ④ 参加支援（社会とのつながりづくりなど）
- ⑤ 地域づくりに向けた支援（居場所や交流の場づくりなど）

世代や属性を問わずに断らない

包括的支援体制の構築



鳥取市再犯防止推進計画

「再犯防止推進計画」は、犯罪をした者等の社会復帰を、関係機関が協力連携して支援するとともに、地域の福祉ネットワーク等への参画を図り、地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげ、安全で安心して暮らせる社会の実現を目的とする計画です。

鳥取市再犯防止推進計画では、犯罪をした者等に関する次の6つの取組を行っていくこととします。

更生保護ボランティアの
確保と活動の支援

広報活動の推進

就労に向けた相談、
支援等の充実

住居等の確保

保健医療・福祉サービスの
利用の促進

児童生徒の立ち直りの支援



計画の推進体制は

この計画は、地域福祉の担い手である市民の参画する「鳥取市地域福祉推進委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会」で進行管理を行い、鳥取市と市社協とが密接に連携し、推進していきます。

また、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、定期的に事業の達成状況や評価を整理します。

鳥取市地域福祉推進計画

（第3次鳥取市地域福祉計画・第5次鳥取市地域福祉活動計画）

鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画

鳥取市再犯防止推進計画

発 行／令和7年3月

発行者／

鳥取市 福祉部 地域福祉課

〒680-8571

鳥取市幸町71番地

鳥取市役所本庁舎

TEL (0857) 30-8202

FAX (0857) 20-3906

社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会
事務局 地域福祉課

〒680-0845

鳥取市富安二丁目104番地2

（さざんか会館1階）

TEL (0857) 24-3180

FAX (0857) 24-3215